

# 令和5年7月豪雨に係る災害復旧支援事業説明会

令和5年9月1日(金)

19:00～

水分校区コミセン会議室

【進行:産業振興課】

1 配布資料の確認

2 支援事業内容説明 (一括説明:P2～P3 P4～P6は、留意事項につき、各自読み込み)

## I 農業機械・施設災害復旧支援事業

- ① 施設、附帯施設の修繕、再取得(ハウス施設・果樹棚・灌水施設等)
- ② 農業用機械の修繕、再取得(トラクター・田植機、農薬散布機等)
- ③ 災害を回避するための施設整備(ハウスの浸水防止壁・排水ポンプ等)

## II 被災園芸産地改植等支援事業

- ① 生産資材等の購入
- ② 改植・未収益期間の経費支援
- ③ 農地の土砂撤去

## III 被災畜産農家経営再建支援事業

## IV 収入保険緊急対策事業

## V 金融(融資制度関係)

- ① 農林漁業災害対策資金
- ② 農林業施設等災害復旧資金

3 要望書記入について(詳細説明)

- ・申請経営体情報(P1)
- ・施設・附帯施設及び農業用機械(P4～P7)
- ・災害回避(P8)
- ・成果目標(P9)
- ・誓約書(P10)
- ・被災園芸産地改植(P11～P14)
- ・収入保険(P15)
- ・その他(チェックシート P16)

4 質疑応答(朝倉農林・市・JA・農済 各対応)

5 受付会について (説明会案内文書に記載)

日 時 令和5年9月11日(月)～21日(木) ※21日(木)は全体の予備日

場 所 田主丸総合支所保健センター2F 柔道場

○受付会予約については、説明会終了後、必ず記載して帰ってください。

※封筒に予約受付日の記入欄を準備しています。(記載して帰宅のこと)

6 その他

★資料及び要望書フォームについて

《久留米市HP 9/4(月)から田主丸総合支所産業振興課のサイトでダウンロード可能》

令和5年7月災害復旧支援事業について

支援の概要

I. 生産施設の原状復旧等への支援 (災害復旧支援事業)

事業名・内容		補助対象	補助率
<b>【農業機械・施設災害復旧支援事業】</b>			
① 農業用機械の復旧(修繕・再取得)	① 農業用機械	トラクター・田植機・農薬散布機等	1 / 2 以内
② 施設・附帯施設の復旧	② 施設・附帯施設	ハウス施設・果樹棚等	8 / 10 以内
③ 災害回避	③ 災害回避	ハウスの浸水防止壁排水ポンプ等	1 / 2 以内
<b>【被災園芸産地改植等支援事業】</b>			
① 被害を受けた農作物の種苗(野菜・花き・大豆・苗木等)	① 種 苗	種・苗	1 / 2 以内
② 土壌改良資材、生産資材の購入(野菜・花き・果樹・大豆・水稻・苗木等)	② 資 材	肥料、農薬、育苗ポット	1 / 2 以内
③ 改植(果樹・茶・緑化木)	③ 改 植	改植・未収益期間の経費	定 額
④ 農地の土砂撤去(果樹・茶・苗木・野菜)	④ 農地の土砂撤去	自力施工可能な土砂撤去	1 / 2 以内

<b>【被災畜産農家経営再建支援事業】</b> ① ヒナの購入  ② 代替粗飼料の購入	① ヒナ購入	はかた地どり、はかた一番どりのヒナ	1 / 2 以内
	② 代替粗飼料	乳用牛・肉用牛の粗飼料	

## II. 農業・漁業者のリスクへの対応強化

内 容	概要
<b>【収入保険緊急対策事業】</b> 今回の豪雨災害に起因し、農家の経営努力では避けられないリスクに備えるための緊急支援。	対象者：青色申告者（実績1年以上） 補助率：保険料の1 / 2  保険期間：1年間 個人：令和6年1月1日から保険期間が開始する加入者の保険料 法人：令和5年7月7日から令和6年7月6日までに保険期間が開始する加入者の保険料

## III. 金融支援を強化

内 容	概要
<b>【農林漁業災害対策資金（利子補給）】</b>	融 資 枠：5億円 貸 付 対 象：利子補給対象融資限度額／500万円 （経営再建に必要な資金） 利 子 補 給 率：公庫資金（県0.15%） 農協等資金（県1/2負担） 利子補給期間：貸付実行日から5年間 据え置き期間：3年
<b>【農林業施設等災害復旧資金（利子補給）】</b>	融 資 枠：7億円 貸 付 対 象：利子補給対象融資限度額／1800万円 （個人の場合） 利子補給期間：貸付実行日から7年間 利 子 補 給 率： ≪1～7年目≫ 一般（県1.25%） ※据置期間3年 認定農業者（県1.25%） ※据置期間7年 ≪上乗せ分≫ 一 般（県1/2・市1/4・JAグループ1/4） 認定農業者（県1/2・市1/4・JAグループ1/4）

## 今回の各種支援事業を活用される農家さんへ (留意事項)

補助事業を活用して、農業用施設・附帯施設の修繕、農業用機械の再取得・修繕を行った場合は、以下のようなルールを守っていただく必要があります。

### 【共通】

- ・ルールは実施要綱上に定められた遵守事項です。事業を活用される場合は、ルールに従って事業の活用をしてください。取得した財産の処分には制限があります。
- ・令和5年度中（R6.3.31 まで）に事業完了してください。一部繰越可能となる事業も有ります。
- ・要望される事業の全ては、「被災証明」にて証明された農地や施設、機械が基本となります。
- ・補助金用通帳（利子のつかないもの）を新たに開設してください。
- ・受付会までに開設して、受付会時に持参願います。（コピーをいただきます）
- ・通帳は、久留米市の指示があるまで解約しないでください。

### ① 耐用年数の期間内は処分しないでください。

- ・目的外での使用、第3者への譲渡、または処分したり増改築した場合は、補助金の全部又は一部の返還となる場合があります。
- ・天災などで破損したり、施設を増築する場合など、使用形態に変更が生じる場合は、久留米市にご報告ください。
- ・耐用年数期間内に「営農中止」・「離農」した場合は、「補助金」を返還していただく場合があります。

### ② 管理関係書類を作成し、耐用年数期間内は整理保存すること。

- ・財産管理台帳を作成し、保管してください。
- ・管理日誌や施設利用簿を作成し、期間内の営農状況や使用状況等を記録してください。
- ・耐用年数期間内に確認させていただくことがあります。

### ③ 補助事業に関する申請書類等は、5年間は必ず保存してください。

### 【農業用施設・附帯施設・農業用機械】

### ④ 農業用施設・附帯施設・農業用機械等は、原状復旧が基本です。原則として修繕で対応してください。

### ⑤ 農業用施設・機械を再取得する場合、成果目標設定及び改善取組みの達成状況をご報告ください。

再取得する場合は、別途「再取得理由書」・「修繕不能証明書」・「廃棄証明書」の他の書類が必要です。その他、修繕不能証明者の技術免許の証明など、見積業者に証明してもらう書類もあります。

- ⑥ 農業用ハウス等の修繕を行う場合、施設整備完了後に、園芸施設共済の引き受け対象となる施設園芸共済等に参加してください。なお、R4年度までの事業で整備された施設については、施設園芸共済等に参加しておくことが原則となります。この場合、未加入者については、R5年度事業の申請は出来ませんので、あらかじめ了承願います。

園芸施設共済等の加入している場合、必ず共済金等の請求を行ってください。  
(未請求は、未加入と見なされ、補助対象外となります。)

#### 【災害回避】

- ⑦ 附帯施設≪給水（灌水）ポンプ・配電盤等≫の「かさ上げ」は助成対象となります。
- ⑧ 排水ポンプは、増設のみ助成対象となります。  
※修繕は、附帯施設で要望してください。
- ⑨ 排水ポンプの機能向上は、要協議となります（理由書と根拠が必要です）。
- ⑩ 申請に必要な見積書は、今回の災害の対象分のみを計上してください。また、要望種別毎に見積書を業者依頼してください。

- ・諸経費等の按分が複雑になりますので、値引きは計上しないでください。
- ・見積書は、単価・数量等を明記した積算にしてください（一式は不可）。
- ・振込手数料を減額しての振込みはしないでください（振込手数料は自己負担）。
- ・災害回避事業については、全て事前着手は対象外となりますので注意してください。
- ・見積書は、最終的に3社分が必要です（事前着手は、要望時に1社分必要）。
- ・消費税込み、税別途を明示してください。
- ・浸水防止壁については、平面図、断面（立面）図、配筋図が必須で、かつ、モルタル量、配筋量の積算根拠を見積書に記入してください（規模決定書の作成に必須です）。

★農業共済保険引き受け物件については、保険金支払い額を相殺しますので、補助事業申請の効果の有無を、要望者にて事前確認願います。

#### 【被災園芸産地改植等】

- ⑪ 被災園芸産地改植等支援事業については、被災してから営農再開（次期作の播種まで）の1作付分が対象となります。  
※必要書類は、基本的には見積書・納品書・請求書・作業日誌の4セットが必要。
- ⑫ 被災地以外の分を含めた納品書等（購買買上明細など）があった場合は、被災地に使用した分量（按分）がわかるような資料を添付してください。  
※ただし、営農再開に必要な農薬や資材等の数量については、防除暦やカタログ等関係書籍を基に算定しますので、使用した資材の全量が対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- ⑬ 手持ち資材等を使用した分は、支援の対象外となります。
- ⑭ 被災日以降に購入した生産資材等の購入費は助成対象となります。
- ⑮ 別途、作業日誌を作成し、使用した資材等の量との整合を図ってください。
- ⑯ 次期作の資材の範囲は、1年限りの消耗品が対象となります（支柱やネットなど複数年使用できるものは基本的には対象外です）。
- ⑰ 未収益期間の経費支援については、次のとおりとなります。
  - ・果樹の樹体を改植した場合＝改植時から収益を得るまでの期間（複数年）
- ⑱ 農地の土砂撤去については、事業費総額（税込み）400,000円未満で、1か所当たりの申請上限額となります（周知文配布以降に県より連絡有り）。
  - ※説明会参加者には訂正をお願いします。
  - ※対象は、果樹・苗木・茶となります。

★国の災害復旧事業を希望される方については、受付会時に詳細を説明し、要望を確認します（採択される箇所とそうではない箇所があり、内容の確認があります）。この事業については、12月下旬頃工事着手の予定です。

⑲ 【収入保険への緊急助成】

収入保険加入に必要な保険料の2分の1を助成（事務手数料を除く保険料の1/2を助成）。

- ・積立金については、全額自己負担となります。
- ・R4年分青色申告を行っている農業者、またはR5年青色申告予定者
- ・申請の窓口は福岡県農業共済組合となります。
- ・助成金は令和5年度中の振込となります（保険料は当初自己負担）。

⑳ 金融支援強化事業

上記事業の詳細は、福岡県(朝倉農林事務所)へお尋ねください。

また、JA独自の金融支援事業が準備されていますので、ご希望の方は、

JAにじの金融機関窓口でお尋ねください。

★今回の支援事業の申請者全ての方には、別添の「誓約書」を提出していただきます。

別冊：要望書のP10に記載